

「通知が届いたら？」
「受け取ったあとは？」

1. 通知カードが届いたら
書類の中身を確認
簡易書留で届きます。次の3つが入っているか確かめましょう。
① マイナンバーの「通知カード」
② 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
③ 説明書
通知カードは大切に保管してください。

2. 希望者は、**個人番号カードを申請**
申請方法は主に2つあります。
① 郵送で申請
個人番号カードの申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
② オンラインで申請
スマートフォンで顔写真を撮影し、申請書のQRコードを読み取り、所定のフォームから申請

3. **個人番号カードを受け取る**
2の手続きをした方のみ平成28年1月以降、市役所の窓口で受け取れます。無料で受け取れますが、次の3つが必要となります。
① 保管していた「通知カード」
② 個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
③ 運転免許証などの本人確認書類

2つのカードの違いとは？

● 個人番号カード ●



顔写真については、通知カードと同封の説明書をよく確認してくださいね。

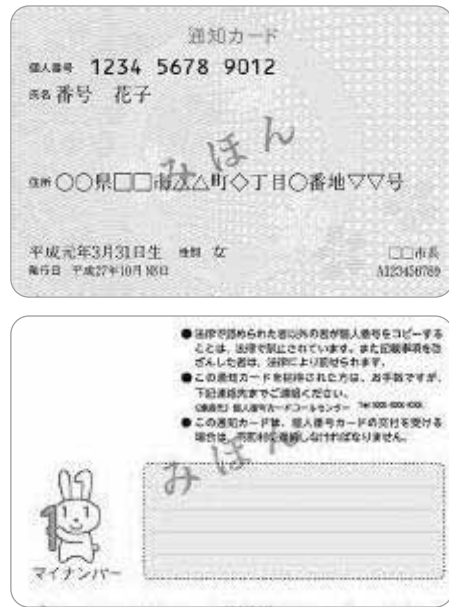


イメージ

プラスチック製のカードで、ICチップを搭載し、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載され、顔写真が表示されます。

身分証明書として利用できるほか、将来的には、オンラインバンキングや電気・ガスなどの民間サービスでの活用も検討されています。

● 通知カード ●



イメージ

紙製の簡易的なカードで、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されています。顔写真は入らないため、通知カードは身分証明書としての利用はできません。

そのため、各種行政手続きでも、身分証明書が別に必要となります。

個人情報
漏えい対策は？

マイナンバー制度が導入されても、個人情報は従来どおり、税の情報は税務署で年金の情報は年金事務所というように、分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。

また、行政機関間の情報のやりとりは、マイナンバーを直接使わず、暗号化して行います。さらに、なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際の本人確認の義務づけや、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督するなど、さまざまな対策がとられています。

個人番号カードの
安全性は？

所得情報や健康状態などプライバシー性の高い情報は記録されません。また、顔写真やパスワードが設定されていますので、不正利用されるリスクは少ないと考えられています。

